

# 平成31年度第10回南関町農業委員会会議録

令和元年12月10日(火)  
午前9時39分開会  
南関町役場 第1会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読  
9番 大 倉 公 泰
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
1番 片 山 幸 次 君  
2番 橋 本 勝 君
5. 議 事  
第32号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第33号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6. そ の 他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹 島 久 利 君	副会長 釘 崎 眞 貴 子 君
1番 片 山 幸 次 君	2番 橋 本 勝 君
3番 菅 原 和 義 君	4番 末 竹 信 雄 君
5番 荒 木 茂 君	6番 西 山 良 輔 君
7番 片 山 カ ツ 子 君	8番 山 本 精 武 君
9番 大 倉 公 泰 君	

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名 (1名)

書 記 上 田 賢 君

平成31年度第10回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時39分

1. 開 会

○副会長（釘崎 眞貴子君） では、時間は過ぎましたけれども、ただいまより令和元年度第10回の農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局（上田 賢君） 本日、会長のほうがちょっと遅れるということで連絡が来ていますので、ご報告をいたします。

出席は、今11名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局（上田 賢君） それでは、農業委員憲章朗読を9番、大倉委員さん、よろしくお願ひいたします。

○9番（大倉 公泰君） （農業委員憲章は省略）

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、会長のほうが遅れておりますので、以降の議事の進行は、職務代理者である釘崎委員にお願ひいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を得なければならないとなっております。

また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願ひいたします。

それでは、釘崎職務代理者、お願ひいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、会長不在ということで、しばらくの間、代行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人を指名いたします。今回は、議事録署名人として、1番、片山委員、2番、橋本委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

5. 議 事

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、議案審議に入ります。

第32号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。事務局、お願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第32号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年11月25日、申請番号139号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

2番、受付日、令和元年11月25日、申請番号140号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

3番、受付日、令和元年11月25日、申請番号141号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

4番から8番は、同一の申請になります。

受付日、令和元年11月25日、申請番号146号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○副会長（釘崎 眞貴子君） ありがとうございます。

第32号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連して現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いします。

4番、末竹委員、5番、荒木委員、お願いいたします。

○4番（末竹 信雄君） はい、4番、末竹です。

まずは、第1番の説明です。

譲渡人が相続した農地について、現在耕作をしておられる譲受人への贈与の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

次に、第2番です。

譲渡人が相続した農地について、規模拡大を希望された譲受人への売買の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

よろしくをお願いいたします。

○5番（荒木 茂君） はい、次、続けていいですか。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、5番。はい、続けてお願いします。

○5番（荒木 茂君） 5番、荒木です。第32号議案、所有権移転、3番です。

第32号議案、所有権移転の3番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） ありがとうございます。

事務局と委員さんの説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

○4番（末竹 信雄君） 4番から8番。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、末竹委員。

○4番（末竹 信雄君） はい、4番、末竹です。

4番から8番の説明をいたします。

譲渡人が農業後継者である孫への贈与申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ありがとうございます。

委員さんから何かご質問ありましたら、お願いいたします。ご質問ないでしょうか。

（なしの声）

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、ないようでございますので、採決いたします。

第32号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（釘崎 眞貴子君） 異議なしと認め、第32号議案は、原案のとおり決定いたします。

○事務局（上田 賢君） それでは、会長が到着されましたので、以下の議事の進行は、会長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（竹島 久利君） はい。朝から私は別の会議のことでちょっと遅れまして、申し訳ありませんでした。

続いて、代わって進行いたします。

続きまして、第33号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第33号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年11月25日、申請番号142号、土地の所在等は記載のとおり、転用目的は個人住宅です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。

第33号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく転用許可の申請の1件でございます。

ただいまの説明に関連して現地調査に出向されました農業委員より補足説明をお願いします。

3番、菅原委員。

○3番（菅原 和義君） 3番、菅原です。

第33号議案、農地法第4条1番についてご説明します。

本申請は、個人住宅の進入路への転用許可申請です。

既に転用が完了している追認案件となり、始末書が提出されております。

農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。

現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。

ご審議の方、よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（竹島 久利君） はい、事務局、委員の説明が終わりました。委員の皆さんから何かご意見、ご質問ございませんか。

○7番（片山 カツ子君） はい、すみません。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○7番（片山 カツ子君） 「摘要」に「472㎡のうち、146㎡」とあります。146というのが住宅の敷地というんですか。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

今回の申請が、航空写真のほうを見ていただいでよろしいでしょうか。全部白黒でわかりにくい部分もあるかと思うんですけれども、黒で縁塗りして、黄色のマーカーで塗ってあるかと思えます。こちらの土地の地番の一部が現在進入路というふうな形になっております。自己所有の農地の場合は、自己が利用するために転用するときには、特段分筆等々は必要じゃないというふうになっております。なので、今回は、この転用する部分のみを転用したいということで許可の申請があがってお

ります。なので、土地の全体のうち、146㎡が転用したいというふうな形になっているところですよ。

○7番（片山 カツ子君） はい、わかりました。

○9番（大倉 公泰君） はい、私からよろしいですか。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 小原の120の3というのは、荒牧さんっておられる方は、小原にこの中におられませんけど。

○事務局（上田 賢君） 今回、今お住まいの住宅をちょっと改装とかをされるため、一時的に住居を移されているような形で、今回の申請人の住所というような形になっております。

○9番（大倉 公泰君） はい、わかりました。

○議長（竹島 久利君） 要するに、違うところに家を借りて、準備のために違うところに借りて、住所は前のところの住所ですよ。

○9番（大倉 公泰君） そっちにおられるのはわかるとるかもしれんけど、ここには私が確認したときは、おられませんから。

○議長（竹島 久利君） ほかにございませぬか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようございませぬので、採決をいたします。

第33号議案について、原案どおり決定することに異議ありませぬか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第33号議案は、原案どおり許可相当であることを意見決定をいたします。

-----○-----

## 6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の事項でございませぬ。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、今回は、特に案件は用意してございませぬ。

○議長（竹島 久利君） それでは、委員の皆さん方から何かご質問、ご意見などございませぬか。総合的に何かご質問ございませぬか。

○7番（片山 カツ子君） いいですか。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○7番（片山 カツ子君） 何か本当におかしな質問ですけどね。今、収穫が終わった田んぼあたりがどんどん燃やしてあって、苦情が農業委員、私にくるんですよ。「あら、燃やしてよかつですか」とか。そういうのは、どんなふうにしたらいいで

すか。法的にはだめでしょう。

- 議長（竹島 久利君） 法的にはだめです。法的には燃やしたらいかんとですよ。
- 8番（山本 精武君） 何を燃やしとるのかな。
- 7番（片山 カツ子君） 何かね、草とか、あんなの。
- 8番（山本 精武君） 刈草とか。
- 7番（片山 カツ子君） 刈草とか。
- 6番（西山 良輔君） 町あたりはやっぱり言われるですもんね。
- 7番（片山 カツ子君） 言われる。ずっと電話がかかってくるんですよ。もう大分おさまりましたけど。何かね、「どこに燃やしよんなはるけん、見が行ってくれ」とか、言われるんですよ。だけん、どがん言ってよかつかわからんし。
- 8番（山本 精武君） 私たちも燃やしよるばってん。
- 7番（片山 カツ子君） 燃やしよるど。何か、ほら、広報に載ったそうです。罰金が1,000万って。そして、懲役が5年か何かって書いてあったそうです。
- 8番（山本 精武君） 1,000万。
- 7番（片山 カツ子君） 1,000万って。
- 事務局（上田 賢君） 野焼きの禁止か何かという。
- 議長（竹島 久利君） 野焼きの禁止ですよ、あれは。
- 7番（片山 カツ子君） うん。だけんですね、それがとても電話がかかるけん、そんなときにどんなふうにみんな対応しよんなはるとかなと気になって。
- 事務局（上田 賢君） そうですね。
- 副会長（釘崎 眞貴子君） 煙が。
- 7番（片山 カツ子君） 煙。
- 副会長（釘崎 眞貴子君） そうですね。
- 7番（片山 カツ子君） 入ってくるけん、好きなはらんとぼってんね。遠かところに燃やしよんなはるとでも、やっぱり。
- 議長（竹島 久利君） 本当は、法律的には違反なんですよ。
- 7番（片山 カツ子君） だめでしょう。
- 議長（竹島 久利君） はい。違反なんだけど、農家のほうは、できんけど、ちょっとしたぐらいならば、準備して、燃やせてな言わんけど、黙認しとるような状態なんですね。
- 7番（片山 カツ子君） そうでしょう。
- 議長（竹島 久利君） うん。だけん、あんまりひどければ、消防署に言わなんいかんもんだけんですね。
- 事務局（上田 賢君） こちらについては、また後日ちょっと総会のときにでもご回

答をさせていただく形でよろしいでしょうか。

- 7番(片山 カツ子君) はい、いいです。
- 事務局(上田 賢君) 衛生担当のほうともちょっとすり合わせをさせていただきたいと思います。
- 7番(片山 カツ子君) はい。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) その燃え方の規模の問題でしょう。ちょこっと。
- 議長(竹島 久利君) 規模というか、大体燃やしたらいかん。
- 9番(大倉 公泰君) 農家だけん、燃やさな収集がつかんもんな。庭先で燃やすとだめだけど。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) 法律が・・・確認して燃やしている。けども、やっぱり煙はずっといくもんだんね。
- 7番(片山 カツ子君) へたすると、警察から来るそうです。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) はっ。
- 7番(片山 カツ子君) 警察から来るそうです。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) 家に。
- 7番(片山 カツ子君) そして、「30万罰金払わなんばいたとか言われた」とか、電話あつとですよ。だけん、びっくり。そんなのが、どう答えていいのかしらとか。
- 9番(大倉 公泰君) 昔からの田んぼであるもんだからですね。家建てたのが遅かもんだけん。
- 7番(片山 カツ子君) そうですよ。あんたたちが建つるけんたいと言わなん。
- 事務局(上田 賢君) ちょっと悩ましい問題。
- 8番(山本 精武君) それは、確かに難しい問題。
- 7番(片山 カツ子君) 難しいでしょう。だけん、答え。
- 8番(山本 精武君) 黒い煙が出る塩ビとか、ああいうのはね。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) ああいうのはですね。
- 8番(山本 精武君) わかりますもんね。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) 草と違うけんですね。
- 8番(山本 精武君) 枯れ草を燃やすまで・・・となるとね、ちょっとね、なかなか厳しい。
- 7番(片山 カツ子君) ...うんうん。
- 議長(竹島 久利君) 燃やすなとも言われんしですね。農家の場合は何かできんけど、何かちょっとしたことなら、黙認されとるような、ちょっとそういう意見もちよっと。
- 副会長(釘崎 眞貴子君) 何を燃やすかですね。

- 議長（竹島 久利君） そうそう。
- 6番（西山 良輔君） たまに有線放送とかで言いよるど。・・・。
- 議長（竹島 久利君） 大体燃やしたらいかんとです。
- 6番（西山 良輔君） 何かね。控えてくださいとか。
- 7番（片山 カツ子君） そうでしょう。広報に載ってからがやっぱりくるんです。  
だけん、よそはどやんしなはるとだろかと思っぺ。
- 事務局（上田 賢君） そうですね。それについては、ちょっとまた改めて回答させていただきます。
- 7番（片山 カツ子君） はい。
- 6番（西山 良輔君） 町の中では燃やされる・・・。
- 7番（片山 カツ子君） 町ではね、近いでしょう。だから。
- 議長（竹島 久利君） ある程度やっぱり自重してくださいということしかないですよね。  
はい、ほかにございませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉 会

- 議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。  
本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思っておりますので、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

- 議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。  
皆さんには慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。
- 事務局（上田 賢君） ありがとうございます。  
閉会を副会長にお願いいたします。
- 副会長（釘崎 眞貴子君） はい。それでは、ご起立ください。  
これをもちまして第10回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時00分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人